

研究委員会規程

1974年9月26日 制 定
1986年10月3日 改 定
1999年8月26日 改 定
2011年5月22日 改 定

第1条 本学会会則第3条の趣旨にのっとり会員の研究活動に資するため研究委員会を設ける。

第2条 1. 研究委員会は次の各項にあたる会員をもって構成する。

(1) 常任理事 2名

(2) 理事長が委嘱した若干名

2. 前項第2号の委員の任期は総会終了時から3年後の総会終了までとし、総会終了ごとに三分の一が交代するものとする。ただし、一期に限って重任することができる。

3. 研究委員会には、委員長及び副委員長をおく。委員長は、会務を主宰し、副委員長はこれを補佐する。

第3条 研究委員会は次のような活動を行う。

1. 学会の研究水準を高め研究活動を活発にするために学会としてなすべき事について常任理事会及び理事会に提案、あるいは助言を行い、必要な活動を行う。

2. 常任理事会よりの委嘱もしくは委員会の決定にもとづき、学会内での研究活動の推進・助成について検討あるいは調査を行い、これを常任理事会に報告し、必要な活動を行う。

3. 学会における研究成果を学会内外に知らせるため、公開シンポジウム等の必要な活動を行う。

4. 総会準備委員会と協議の上、以下に例示したような総会における研究委員会企画を行う。

(1) 研究委員会が特に有意義と認めたテーマに関するシンポジウム又は特別講演、等。

(2) 当面の重要課題についての会員懇談会、等。

5. 委員長及び副委員長は教育心理学フォーラム・レポートを審査する。

第4条 上記の活動を行うために、研究委員会は年間2回の定例委員会の他、必要に応じて臨時の委員会を開催する。